建設業者各位

階上町総合政策課長

建設工事の発注に係る最低制限価格の見直しについて(通知)

当町の行政運営につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、厚く御 礼申し上げます。

さて、町では、建設工事の発注に当たり公正な競争と適正な価格での契約を 推進するため、標記の件について下記のとおり取り扱うこととしましたので通 知します。

記

1 改正内容

最低制限価格の改正の概要は次のとおりです。

改正前	改正後
(1) 直接工事費の 10 分の 9.7	(1) 直接工事費の 10 分の 9.7
(2) 共通仮設費の 10 分の 9.0	(2) 共通仮設費の 10 分の 9.0
(3) 現場管理費の 10 分の 9.0	(3) 現場管理費の 10 分の 9.0
(4) 一般管理費の 10 分の 5.5	(4) 一般管理費の <u>10 分の 6.8</u>
(1)から(4)までの合計額	(1)から(4)までの合計額 <u>(1万円未</u>
	満の端数があるときは、これを切り上
に 100 分の 110 を乗じて得た	<u>げた額)</u> に 100 分の 110 を乗じて得た
額とする。	額とする。
ただし、上記により算出した額が予	ただし、上記により算出した額が予
定価格の 10 分の 7.0 に満たない場合	定価格の <u>10 分の 7.5</u> に満たない場合
にあっては、予定価格に 10 分の 7.0	にあっては、予定価格に <u>10 分の 7.5</u>
を乗じて得た額、10分の9.0を超える	を乗じて得た額、 <u>10 分の 9.2</u> を超える
ときは、予定価格に 10 分の 9.0 を乗	ときは、予定価格に <u>10 分の 9.2</u> を乗
じて得た額とする。	じて得た額とする。

2 適用

令和5年4月1日以降に行う契約について適用します。

【問】階上町総合政策課 TEL: 0178-88-2113